

帯広市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月2日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第1号

帯広市手数料条例の一部を改正する条例

帯広市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の52の項金額の欄第1号イ及び第2号イ中「当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合」を「アに掲げる場合以外の場合」に改める。

別表第3備考第5項第6号及び第6項第6号中「第12条第2項第2号」を「第5条第3項第2号」に改める。

別表第3備考第9項第3号中「(2)ア」を「(2)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。